

平成十四年七月八日提出
質問第一二二八号

「日米安全保障条約に基づく在日米軍の行動基準等」に関する質問主意書

提出者 平岡秀夫

「日米安全保障条約に基づく在日米軍の行動基準等」に関する質問主意書

日米安全保障条約に基づく在日米軍の行動基準等に関し、次の事項についての政府の見解を問う。

一 我が国の自衛権発動の三要件（急迫不正の侵害、他の適当な手段がない、必要最小限の実力行使）は、日米安全保障条約（第五条）の下で行動する在日米軍にも適用されるのか。

二 上記一で、「適用される。」とする場合、在日米軍は、これまで政府が答弁してきた自衛隊の活動に関する制約（例えば、海外派兵、自衛隊の行動の地理的範囲など）と同じ制約を受けると考えてよいのか。

三 上記一で、「適用されない。」とする場合、在日米軍が行動する要件は、どのようなものになるのか。

四 周辺事態において（在日）米軍がA国に武力を行使している状況下で、A国から我が国に対して武力攻撃があつた場合、在日米軍は、どのような活動をとることができるのか（在日米軍は、A国に対して出向いて武力行使することができるのか、など）。そのとることのできる活動の内容を日米安保条約との関係で説明せよ。

五 在日米軍は、我が国の法令について「尊重義務がある」と言うが、法令以外の諸原則についての尊重義務はあるのか。

六 在日米軍が我が国の法令又は法令以外の諸原則に違反する行為に該当する行為をとった場合には、どのような措置がとれるのか（五ノ九事態対処特別委員会・桑原質問・津野答弁関係）。

七 在日米軍の戦闘行為中にその戦闘員が故意に日本国民に危害を加えたことにより発生した損失または損害に対する補償又は賠償は、条約上又は我が国法令上どのような取扱いとなるのか。

右質問する。